

一般社団法人日本臨床発達心理士会 危機支援委員会規程

(総則)

第1条 危機支援委員会(以下、本委員会)の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下、本会)定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、本会における危機支援に関する企画運営を行う。また、研究活動を行い、臨床発達心理士としての専門的な研修の機会を提供し資質・技能の向上を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(事業)

第4条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 危機支援における本会の体制整備および支援の企画・運営
- 二 危機支援に関する研究の推進および研修の企画
- 三 その他本会の危機支援に関わる事項

(改廃)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を得るものとする。

- 2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。